

第十三号様式の八(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式)(第十条の六関係)

[illegible]

当何々丸は、遠洋区域を航行区域とする（公職選挙法施行規則第十七条の二第何項第何号の規定に該当する）船舶であり、何年何月何日、何々港を出港し、何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、当何々丸に乗り組む右の船員から第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）について公職選挙法施行令第五十九条の六第一項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

何年何月何日

船舶の名称
何々丸

船舶内に設置された投票の送信に用いる

ファクシミリ装置の番号

船舶の所有者 住所 都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号

氏 名 (名 称)

船
長住所
都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号

氏 名

船長代理者住所都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)何番何号

氏名

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)選挙管理委員会委員長あて

添付書類

船舶安全法第九條第一項に規定する船舶検査証書、漁業法第五十六條第一項に規定する許可証又は船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し若しくはこれに準ずるもの

備考

「船員手帳の番号」欄には、船員が自衛隊員である場合にあっては「自衛隊員」と記載し、実習生である場合にあっては「実習生」と記載すること。